

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名
 (株) 郷建設 那覇市宇栄原2-13-6
 47-005313 代表者 眞榮城 嘉一
 (土木A、建築A、塗装)
- 2 指名停止期間
 平成29年12月26日 ～ 平成30年1月25日 (1か月)
- 3 指名停止措置の範囲
 沖縄県が発注する全ての建設工事(下請けを含む)
- 4 事実概要
 都市モノレール建設事務所発注の「浦添西原線1号橋整備工事(OFFランプ床版工H29)」を受注した(株)郷建設は、平成29年7月31日付けで請負契約を締結したにもかかわらず、人手不足等により、架設工事を担う職人の確保に多大な時間を要し、着手時期が10月中旬になったため、工期内に工事を完了させることが出来ないことを理由に、建設工事請負契約解除の申し出を行い、平成29年10月25日付けで契約解除に至った。
- 5 指名停止措置理由
 契約締結後に請負者の責により工事続行不能となり、契約解除に至ったことは「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」別表第2第13号に該当する。

「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」
 別表第2(抜粋)

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為等)	
13 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から1か月以上9か月以内